



自転車の安全利用の促進!

自転車月間～関連メールマガジン第8号

自転車の安全利用に関する疑問?



を解消しましょう!



～自転車運転者講習～

Q. 自転車運転者講習とは、どのような制度ですか?

A. 過去3年以内に危険行為で2回以上検挙された場合に、自転車運転者講習を受講しなければならないという制度です。(14歳以上)

Q. 危険行為とは、どのような行為ですか?

A. 危険行為は、道路交通法施行令に規定されている自転車の運転に関して行われた14の行為が危険行為となり、自転車運転者講習の受講対象となります。

行為の内容は、

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、
- ④通行区分違反、⑤軽車両の路側帯通行違反、⑥遮断踏切立入り、
- ⑦交差点安全進行義務違反等、⑧交差点優先車妨害、
- ⑨環状交差点の安全進行義務違反等、⑩指定場所一時不停止、
- ⑪普通自転車の歩道通行違反、⑫自転車の制動装置(ブレーキ)等違反、
- ⑬酒酔い運転、⑭安全運転義務違反

になります。

Q. 自転車運転者講習を受けなかった場合は、どうなりますか?

A. 受講命令違反として検挙されます。(5万円以下の罰金)

なお、自転車運転者講習の内容は、自転車の運転ルールを再認識してもらうための講義等で、理解度を確かめる小テストもあります。



次号は、自転車の点検について説明します!